

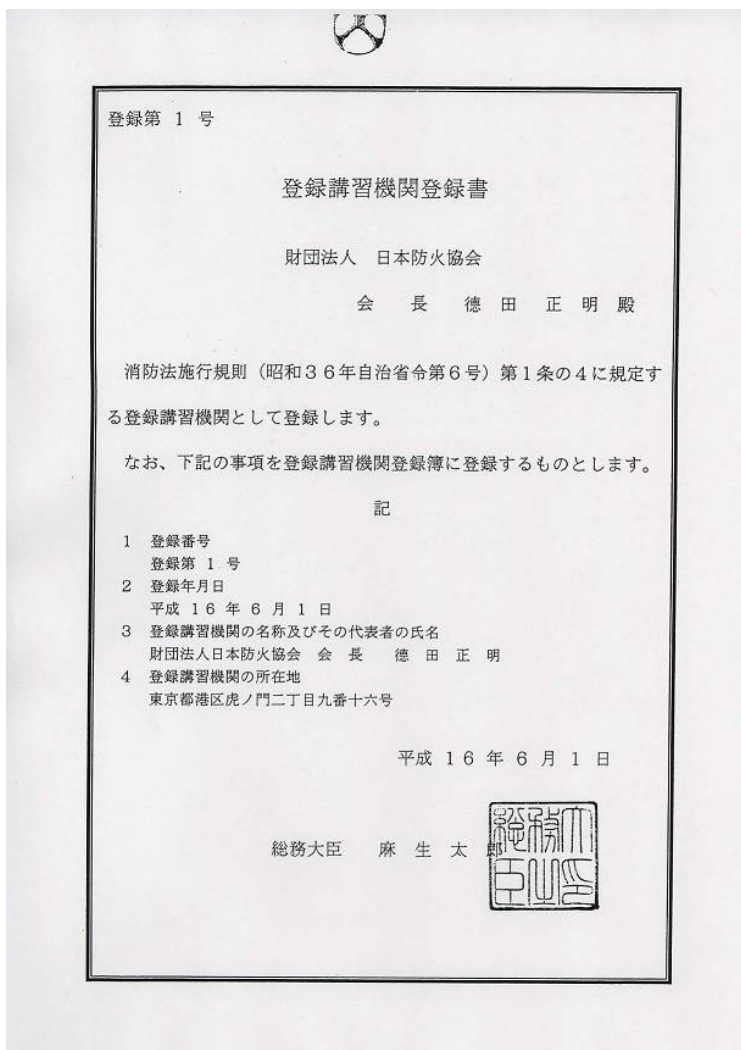
### 3. 防火管理講習 登録講習機関として登録

(財)日本防火協会は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第1条の4に規定する防火管理講習の登録講習機関として平成16年6月1日第1号にて登録されました。

防火管理講習については、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律、消防法施行令の一部を改正する政令、消防法施行規則の一部を改正する省令において、これまで、指定機関により実施することとされてきました講習、確認、認定等の事務が、登録機関により実施することとされました。

(財)日本防火協会におきましては、平成15年1月8日指定講習機関の指定を受け全国各地で講習を実施してきましたが、この登録制度により今後は「登録講習機関」として防火管理講習を実施してまいります。

「登録講習機関」第1号にふさわしい防火管理講習とするべく当協会を挙げて進めてまいりますので、皆様の更なるご理解とご支援、ご協力をお願いいたします。



[\(画像をクリックすると拡大表示されます\)](#)

#### 省令

##### ○総務省令第九十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第6号）第一条の四第三項の規定に基づき、消防法施行規則第一条の四第八項に規定する登録講習機関を登録する省令を次のように定める。

消防法施行規則第一条の四第八項に規定する登録講習機関を登録する省令  
消防法施行規則第一条の四第八項に規定する登録講習機関として次の法人を登録する。

名称 財団法人日本防火協会  
主たる事務所の所在地 東京都港区虎ノ門二丁目九番十六号

#### 附則

この省令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年六月一日）から施行する。

（平成16年5月31日 官報「号外第113号」より）

**(財)日本防火協会が実施する防火管理講習**  
防火安全室

防火管理講習については、これまで、市町村、都道府県で実施してきたところですが、平成15年1月8日に「防火管理に関する講習を行う機関を指定する件の一部を改正する件の告示」（総務省告示第6号）により、(財)日本防火協会が防火管理講習の指定講習機関として指定されました（なお、今後、指定講習機関制度は廃止され、登録講習機関制度に移行する予定）。

これは、防火管理講習の実施頻度が少ないことなど、防火管理者が防火管理講習を十分に受ける機会が少ないことなどの指摘を踏まえ行われたことであり、平成15年10月から、当協会による講習が開始されました。

平成15年度は、各都道府県の消防設備保守協会等、消防本部と調整し、18会場（埼玉県さいたま市、沖縄県那覇市等）で防火管理講習が行われました。

消防機関の予防業務において、立入検査及び違反処理業務を重点に実施していくこと等の現状、また、平成15年6月に制度化された甲種防火管理再講習に係る講習が、平成17年4月1日から実施されることから、今後の防火管理講習について、(財)日本防火協会を利用することが有効であると思われます。

**【埼玉県さいたま市の例】**  
月1回開催のペースで、さいたま市内の会場で防火管理講習を開催。さいたま市消防局では、防火管理講習に係る職員の労力が減少し、時間外業務の削減、業務の充実等につながった。

**【沖縄県那覇市の例】**  
平成15年10月及び平成16年2月に那覇市内等の会場で防火管理講習を開催。那覇市消防本部では、甲種防火管理講習を(財)日本防火協会が開催するため、乙種防火管理講習に特化して講習を開催できたことから、防火管理者の選任率も上がっている。

防火管理講習の様子

[\(画像をクリックすると拡大表示されます\)](#)

（「消防の動き」平成16年5月号(No.398)より）

防火管理講習ホームページ  
詳しくはこちらをご覧ください。

[防火管理講習ホームページへ](#)

---

[▲ このページの上に戻る](#)

## 目次

---

- [1. 住宅防火対策の推進について](#)
- [2. 平成15年度都道府県婦人防火クラブ連絡協議会幹部地域研修会（九州・沖縄ブロック）](#)
- 防火管理講習 登録講習機関として登録
- [4. 地方からの便り](#)
- [5. あなたも危険物取扱者・消防設備士に](#)
- [6. 日本防火協会からのお知らせ](#)